

1

妊娠がわかったら

* * 妊娠がわかったら、母子健康手帳の交付を受けましょう。* *

母子健康手帳の交付とミニママクラスを開催しますので、ぜひご参加ください。

開催日は扶桑町年間行事予定表をご覧ください。

※開催日以外の母子健康手帳の交付は予約制となりますので、保健センターまでご連絡ください。

母子健康手帳等の交付、母子健康手帳の使い方の説明、妊娠婦乳児健康診査受診票の交付、母子保健事業案内、妊娠中の過ごし方について、出産応援金（50,000円）の申請

必要なもの 妊娠届出書・個人番号を確認できるもの

出産応援金の振り込み先となる通帳等

妊娠本人の写真付身分証明書・筆記用具

お問い合わせ 健康推進課（保健センター）TEL 0587-93-8300

① 子育て家庭優待事業

18歳未満の子どもをお持ちの子育て家庭と妊娠中の方に「はぐみんカード」を配付し、このカードを協賛店舗・施設である「はぐみん優待ショップ」等で提示することにより、お店が独自に設定する商品の割引やサービスなど様々な特典が受けられます。



窓口 健康推進課（保健センター）母子健康手帳交付時に発行します。
扶桑町役場 子ども課 再発行や転入された方に発行します。

ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/kosodate/card/>
お問い合わせ 扶桑町役場 子ども課 TEL 0587-93-1111

② マタニティキーホルダー

妊娠さんへの思いやりのマークです。

希望の方には、母子健康手帳交付時に保健センターでお渡しします。



お問い合わせ 健康推進課（保健センター）TEL 0587-93-8300

③ 妊産婦健康診査、妊産婦歯科健診

妊産婦健康診査 愛知県内の委託医療機関において、規定の妊産婦健診料が補助されます。妊産婦健康診査受診票は母子健康手帳と同時に交付しています。また、助産所や愛知県外の医療機関に受診される場合は、事前に、「助産所県外妊産婦健康診査受診票」の交付を受けてください。

回数：妊娠期間中に14回、産後に2回受けることが出来ます。

妊産婦歯科健診 扶桑町内の委託歯科診療所で、個別健診（妊娠中～産後1年以内）

④ 出産育児一時金

出産した方の加入している健康保険から支給されます。

〔国民健康保険加入の方で退職後6か月以内の出産の場合は、
退職前に加入していた社会保険等から支給されます。〕

また、死産等の場合でも、妊娠4か月目以降であれば支給を受ける
ことができます。

支給額 出産児一人につき50万円

※ 健康保険により異なる場合もあります。

窓口 国民健康保険の方 扶桑町役場 戸籍保険課TEL 0587-93-1111
社会保険等の方 お勤め先でご確認ください。

※ 入院するときに、病院の窓口で申請してください。

⑤ ぱぱままクラス

2回1コースで開催。分娩の進み方、沐浴について、妊娠中の食生活、貧血予防食の試食などを行っています。

毎月開催（要予約）

保健センターでは、妊娠中から子育て中の相談や子育てに役立つ教室を開催しています。日程等、予約が必要なものもありますので、扶桑町年間行事予定表や保健センターから配布されるチラシなどでご確認ください。

お父さんやご家族の方でも参加が可能です。

お問い合わせ 健康推進課（保健センター） TEL 0587-93-8300

2

赤ちゃんが生まれたら

＊＊赤ちゃんの名前が決まつたら、出生届を出しましょう。＊＊

手 続 き	出生の日から14日以内に本籍地か届出人の所在地または出生地に出生届を提出します。 出生届は休日でも郵送でも受け付けています。 (届書に不備があり戸籍の記載ができない場合もありますので、窓口での提出をお薦めします。)
必要なもの	出生証明書・母子健康手帳・印鑑
届け出る人	原則、子の父または母
お問い合わせ	扶桑町役場 戸籍保険課 TEL 0587-93-1111

(1) 生まれたときに必要な手続き

① 新生児訪問指導・こんにちは赤ちゃん訪問事業の申し込み (出生連絡カードの提出)

助産師または保健師がご家庭を訪問し、赤ちゃんの発育状況の確認、母乳のことや育児の相談を行います。

対 象	おおむね生後1～3か月の乳児と母親
窓 口	扶桑町役場 戸籍保険課 出生届の際に申し込み(出生連絡カードの提出)ができます。 健康推進課(保健センター) 郵送または直接、申し込み(出生連絡カードの提出)をしてください。
必要なもの	出生連絡カード (母子健康手帳の交付時にお渡ししています。)
お問い合わせ	健康推進課(保健センター) TEL 0587-93-8300

② 健康保険に加入

窓口	国民健康保険の方 扶桑町役場 戸籍保険課 TEL 0587-93-1111 出生届の際に申し出てください。 ※世帯主の個人番号の分かる物(マイナンバー通知カード等)が必要になります。
社会保険等の方	お勤め先でご確認ください。

③ 子ども医療費受給者証交付申請

お子さんがかかった医療費（保険診療分）助成のための受給者証を交付します。

窓口 扶桑町役場 戸籍保険課
出生届の際に手続きできます。

必要なもの お子さんの加入を予定している健康保険証

お問い合わせ 扶桑町役場 戸籍保険課 TEL 0587-93-1111

④ 児童手当認定請求

子育て支援を目的とし、児童手当が支給されます。「認定請求書」をご提出ください。郵送でも受付します。申請書類等送付を電話にて受けます。
公務員の方はお勤め先へ請求してください。

支給対象者 中学校修了前までの児童を養育している方

支給月額	児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
	3歳未満	一律 15,000円
	3歳以上 小学生修了前	10,000円 (第3子以降は 15,000円)
	中学生	一律 10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

※令和4年10月支給分から特例給付の支給に関わる所得上限額が新設され、所得が一定以上ある場合には児童手当が支給されません。

窓口 扶桑町役場 子ども課
出生届の際に手続きできます。

必要なもの 受給者の健康保険証
受給者名義の通帳またはキャッシュカード
個人番号のわかるもの（マイナンバー通知カード等）
(請求者とその配偶者)

お問い合わせ 扶桑町役場 子ども課 TEL 0587-93-1111

(2) 医療費の支援制度

① 子ども医療費支給事業

お子さんがかかった医療費（保険診療分）の助成をします。

愛知県内の医療機関に受診される場合は、健康保険証と子ども医療費受給者証を提示していただくと窓口負担分が助成されます。愛知県外の場合は、領収書を扶桑町役場戸籍保険課へお持ちいただき、申請することで、後日医療費（保険診療分）が支払われます。

対象年齢 入通院 18歳年度末まで

支給申請方法 子ども医療費支給申請書
(戸籍保険課窓口でお渡しします。)

(愛知県外の場合) に必要事項を記入し、提出してください。

必要なもの 領収書・子ども医療費受給者証・健康保険証
口座番号のわかるもの

お問い合わせ 扶桑町役場 戸籍保険課 TEL 0587-93-1111

② 未熟児養育医療

未熟児(出生体重が2,000g以下、または医師が入院を必要と認めた乳児)が指定医療機関に入院した場合、医療費の一部を公費で負担します。

郵送でも受付します。申請書類等送付を電話にて受けます。

お問い合わせ 扶桑町役場 戸籍保険課 TEL 0587-93-1111

③ 小児慢性特定疾患医療

下記の疾患区分で治療を受けた場合、医療費の一部を公費で負担します。

対象疾患区分 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液・免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患

自己負担額 所得に応じて異なります。

対象年齢 18歳になるまで

お問い合わせ 江南保健所 TEL 0587-56-2157

(3) 健診を受けましょう

* * 健診の種類 * *

	健診の種類	場所
出生		
1か月	乳児健康診査（1回目）	医療機関
4か月	4か月児健診	保健センター
6か月～ 10か月	乳児健康診査（2回目）	医療機関
1歳6か月	1歳6か月児健診	保健センター
2歳	2歳児歯科健診	保健センター
2歳6か月	2歳6か月児歯科健診	保健センター
3歳	3歳児健診	保健センター

① 乳幼児健診

個別健診 母子健康手帳と一緒に交付される、新生児聴覚検査、乳児健康診査受診票（1、2回）で、規定の乳児健診が無料で受診できます。愛知県内の医療機関で受診してください。県外の医療機関で受診を希望する場合は、事前に県外乳児健康診査受診票の交付を受けてください。
その他、小児科診療所等において有料で健診を受けることができます。

集団健診 4か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に、保健センターで行っています。
対象者 2～3週間前に個別通知しています。
実施日 扶桑町年間行事予定表をご覧ください。

② 歯科健診

2歳児、2歳6か月児を対象に、保健センターで行っています。
対象者 2～3週間前に個別通知しています。
実施日 扶桑町年間行事予定表をご覧ください。

③ 歯と口の健康センター

6月と11月に扶桑町と犬山扶桑歯科医師会の共催による歯科健診・フッ素塗布等を行います。

対象 町民。フッ素塗布については小学生までのお子さんのみ

実施日 「広報ふそう」でご確認ください。

各種健診のお問い合わせ

健康推進課（保健センター） TEL 0587-93-8300

（4）定期予防接種を受けましょう

赤ちゃんがお母さんからもらった免疫（病気に対する抵抗力）は、3か月くらいから自然に失われていきます。

予防接種の必要性や副反応についてよく理解し、お子さんの体調のよいときに予防接種を受けましょう。

なお、予防接種について詳しくは、予防接種予診票綴「ひまわり」をご覧下さい。

① 乳幼児期の定期予防接種

種類	回数	対象年齢
ロタ	ロタリックス 2回	生後6週0日後から24週0日後までの者
	ロタテック 3回	生後6週0日後から32週0日後までの者
ヒブ 小児用肺炎球菌	4回 (接種開始時点の月令により 回数が変わります。)	生後2か月から5歳未満の者
	1回	生後1歳未満の者
B型肝炎	3回	生後1歳未満の者
四種混合	4回	生後2か月から7歳6か月未満の者
麻しん風しん	2回	1回目は1歳から2歳未満の者、 2回目は就学前1年間（年長児）
日本脳炎1期	3回	3歳から7歳6か月未満の者
水痘（みずぼうそう）	2回	1歳から3歳未満の者

② 就学してからの定期予防接種

種類	回数	通知時期
日本脳炎（2期）	1回	小学校4年生
ジフテリア・破傷風（二種混合）	1回	小学校6年生
子宮頸がん予防ワクチン	2回または3回	中学1年生の女子

※予防接種予診票、接種に関する案内などは個別通知されます。

③ その他の予防接種について

予防接種には定期の予防接種のほか、おたふくかぜ、インフルエンザなどを予防する、おたふくかぜワクチン、インフルエンザワクチンなどがあります。

定期の予防接種とは違い、任意（自費）により接種を行います。

接種を希望される場合は、かかりつけ医師とご相談ください。

おたふくかぜワクチンは助成があります。詳細については、保健センターまでお問い合わせください。

転入者のための予防接種説明会

転入された方で定期予防接種が済んでいない乳幼児の保護者の方を対象に、予防接種予診票の交付と予防接種の進め方、扶桑町の母子保健事業の紹介などを行います。 毎月1回開催

実施日は、扶桑町の年間行事予定表をご覧ください。

予防接種のお問い合わせ
健康推進課（保健センター）TEL 0587-93-8300



(5) 保健センターってどんなところ?

保健センターでは、乳幼児健診、予防接種のほかにも妊娠中から子育て中の相談や子育てに役立つ教室を開催しています。

日程等、予約が必要なものもありますので、扶桑町年間行事予定表や保健センターから配布されるチラシなどでご確認ください。

*お父さんやご家族の方でも参加が可能です。

お問い合わせ 健康推進課（保健センター） TEL 0587-93-8300

赤ちゃん教室・初期

生後1～2か月児と保護者の方を対象に、予防接種の予診票を交付し、予防接種の進め方の説明と、赤ちゃんとの遊びの紹介します。また、面談後に子育て応援金(50,000円)の申請ができます。
(対象者には個別に通知します。)

教室
クラス

赤ちゃん教室・前期

生後4～5か月児と保護者の方を対象に、赤ちゃんに多い病気の手当て事故予防、生活リズムについて、離乳食(初期～)の進め方などの話や離乳食の試食を行います。

(要予約・託児があります。)

赤ちゃん教室・後期

生後10～11か月児と保護者の方を対象に、赤ちゃんの歯の手入れ、赤ちゃんとの遊び・絵本のすすめ、離乳食(後期)の進め方などの話や離乳食の試食を行います。

(要予約)

その他教室

保健センターではその他、発達支援のための遊び教室や子育て支援センターからの依頼による育児教室なども実施しています。

乳幼児相談

身体計測のほか、保健師・助産師・栄養士による育児相談、母乳・断乳・家族計画相談や離乳食・アレルギーなどの栄養相談を行います。

毎月2回開催

心理育児相談

心理士による育児・発達相談を行います。

完全予約制で日程の確認やご予約は直接保健センターにおたずねください。

随時開催

相談

ほっとでんわ

保健師、助産師が電話による育児相談・健康相談をおこないます。町民の方であれば年齢問わず、子育てのこと、病気や病気の予防などについてご相談いただけます。

その他相談

保健センターではその他、保健師が随時育児相談や健康相談をお受けしています。また、子育て支援センターへ出向いての育児相談も実施しています。

(6) 子育て生活の支援

① 子育て支援センターについて

子育て中のお母さん・お父さんが集い、子どもたちが楽しく遊んだり、親同士がおしゃべりをして、子育ての楽しさを共有し、悩みをわかり合える場所です。お部屋には遊具がたくさんあり、園庭でも自由に遊んでいただけます。子育て仲間を作る場として、お気軽にご利用ください。

にこにこらんど

高雄字北東川102番地 高雄保育園内
開館時間 午前9時～午後4時
休館日 土・日・祝日、年末年始
TEL（直通）0587-92-4152

すくすくらんど

柏森字辻田670番地 児童センター内
開館時間 午前10時～午後3時
休館日 水・第3木曜日・年末年始
TEL（直通）0587-93-1867

0～3歳 ひろば（集団遊び）

保育士によるテーマを決めた遊びを誕生月の子の誕生日会を行います。
各月1回 第3金曜日（にこにこらんど）、第4金曜日（すくすくらんど）
時間：午前10時～午前11時（にこにこらんど）
時間：午前10時～午前11時30分（すくすくらんど）
対象：0～3歳とその保護者
予約制（定員30組）
※月1回、どちらか一方のひろばに参加できます。

育児相談（電話・面接）

子育て支援センター保育士による育児相談を実施しています。
月曜日～金曜日 午前9時～午後4時（にこにこらんど）
月曜日～火曜日・木曜日～日曜日 午前10時～午後3時（すくすくらんど）
※令和5年10月からは午前10時～午後4時

子育て支援センターの利用方法

- 扶桑町内に在住の未就園児親子がご利用できます。
- 水分補給の飲み物、着替えやおむつなどをお持ちください。
- 開所時間中親子で遊んでいただけます。（子育て支援センター室内及び園庭）
詳しくは、各子育て支援センターにお問合せください。

0～3歳 ひろば（集団遊び）のご案内

- 0～3歳とその保護者対象で、月1回、保育士と集団遊びを行います。
季節のうた、手遊び、体操、季節の遊び（水遊び、七夕・クリスマスなど季節の飾りづくり、運動会ごっこ他）、小麦粉ねんどやスライム遊び、大型絵本やパネルシアターなど、ご家庭では体験できない遊びも行います。（詳しい遊びのプログラムは広報ふそうや子育て支援センターだよりでお知らせしています。）
- ひろばは予約制となります。定員30組、毎月1日に予約の受付を行います。
- 毎月誕生会を実施しています。
誕生月のお子さんをみんなでお祝いし、子育て支援センターから誕生日カードをお渡しします。

育児相談（電話・面接）のご案内

子育てに関するさまざまな事柄について相談を受け付けています。

電話、支援センターにお越しのときなどに、保育士にお気軽にご相談ください。

にこにこらんど（高雄保育園内）（TEL 0587-92-4152）

すくすくらんど（児童センター内）（TEL 0587-93-1867）

その他のご案内

* 保健師相談の開催

保健センターの保健師による育児相談を行っています。

日程は、「子育て支援センターだより」をご覧下さい。

* 育児講座

年4回、講師の先生をお招きして、ベビーマッサージやリトミックなどの親子遊びを行う育児講座を実施します。

講座の内容や募集については、「子育て支援センターだより」をご覧ください。

* 子育て情報誌の発行

育児に関する身近な情報や子育て支援センターひろばのプログラムをお知らせする「子育て支援センターだより」を年6回、偶数月に発行しています。

* リサイクル活動事業「エコまるくん」

子育て支援室内に、リサイクル掲示板を設置し、「ゆずります」「もとめます」の物品のやりとりを無料で行います。

② 扶桑町児童センター「ひまわり」

0歳から18歳になる子どもが楽しく遊べる場所です。子どもの安心・安全な居場所として自由に利用ができ、年齢に応じた各種イベントを開催しています。また、小中学生、高校生が自習できる学習室もあります。

扶桑町大字柏森字辻田 670 番地

開館時間 午前9時30分～午後6時00分

休館日 水曜日・第3木曜日、年末年始

TEL (0587) 91-1100

✿ プレイルーム

ミニ体育館として卓球など簡単な運動が楽しめます。小学生向けのバスケットボールゴールや、ダンス練習に使える鏡を設置しています。

✿ 子育て支援センター

未就園児が楽しく遊んだり、その保護者が子育ての楽しみを共有したり、悩みを分かち合える場所として利用することができます。授乳室、おむつ替え室、幼児用トイレを併設しています。

✿ こどもプラザ

幼児とその保護者を中心に、おもちゃや絵本を楽しむことができます。

✿ 図書・工作室

小学生を中心に読書や簡単な工作を楽しむことができます。

✿ 多機能室

子どもたちの交流やイベントの時に使用するなど幅広い目的で利用することができます。お弁当やおやつを食べたりできる、いこいの場所です。

✿ 学習室1・2・3

小中学生、高校生が落ち着いて本を読んだり自習できる部屋です。



③ 三人乗り自転車貸与事業について

自転車走行時の安全を確保し、良好な子育て環境を整備するために、3人乗り自転車を貸与します。

▼対象者

次のいずれにも該当する方

- ① 4月1日現在で 町内に住所のある満18歳以上の方
- ② 4月1日現在で満1歳以上6歳未満の幼児を2人以上養育している方で、その幼児を同乗させて3人乗り自転車を運転する方

▼貸出台数 普通車・アシスト（電動）車 1世帯につき1台

▼利用料 無料。ただし、パンク等の修理費は、個人負担です。

▼貸与期間 4月初旬から翌年3月下旬まで

▼手続方法 3人乗り自転車の貸与を希望する方は、3人乗り自転車貸与申請書を子ども課へ提出してください。

▼受付期間 3月上旬頃

詳しくは広報ふそうをご覧ください。

▼決定方法 希望者が貸与予定台数を超えた場合は、子ども課にて決定させていただきます。（過去2年間貸出実績のない方を優先的に抽選します。）

お問い合わせ 扶桑町役場 子ども課 TEL 0587-93-1111

④ 赤ちゃん絵本プレゼント

扶桑町社会福祉協議会では、扶桑町にお住まいの1歳未満のお子さまに絵本をプレゼントしています。

本事業は住民のみなさまから寄せいただいた社会福祉協議会会費と赤い羽根共同募金の一部を活用させていただいております。

対象年齢 扶桑町にお住まいの1歳未満のお子さま

受付 扶桑町総合福祉センター2階 扶桑町社会福祉協議会事務局

必要なもの 母子健康手帳

お問い合わせ 扶桑町社会福祉協議会 TEL 0587-93-4300

⑤ 保育所・園庭開放「ちびっこ広場」

扶桑町内の保育所では、園庭を開放しています。

お子さんの遊びの場として、また保護者の方の交流の場としてご利用ください。

施設名	所在地	電話番号
高雄西保育園	扶桑町大字高雄字堂子151番地1	0587-93-2109
高雄南保育園	扶桑町大字高雄字南屋敷205番地	0587-93-5611
山名保育園	扶桑町大字南山名字宮西135番地	0587-93-7855
斎藤保育園	扶桑町大字斎藤字県149番地	0587-93-1330
柏森保育園	扶桑町大字柏森字辻田399番地	0587-93-2668
柏森南保育園	扶桑町大字柏森字中島293番地1	0587-93-7722

日程 第1・2・3金曜日に実施しています。

(ただし、保育園の行事の都合で変更になることがあります。)

時間 午前10時～午前11時30分

内容 各保育園の「ちびっこ広場」だよりをご覧ください。

⑥ あかちゃんクラブ 「ラッコルーム」

扶桑町図書館では毎週月曜日に絵本の紹介と、絵本の読み聞かせを行っています。

また、親子の交流の場としてもご利用ください。

11時頃より職員等によるあかちゃん絵本の読み聞かせを実施します。

対象 0～2歳児と保護者

時間 午前10時～午前11時30分

場所 扶桑町図書館 高雄字福塚183番地1 (TEL 0587-93-8630)



⑦ おもちゃ図書館

いろいろなおもちゃで遊ぶことができます。交流の場としてもご利用ください。

日 時 毎週：火曜日・木曜日、不定期：水曜日

午前 10 時～午後 0 時（要予約。当日予約も受付けています。）

対 象 3歳以下の未就園児と保護者

場 所 扶桑町総合福祉センター3階 斎藤字檜 230番地
(TEL 0587-93-4300)



★イクメンのための掲示版★

▼育児中のパパに役立つサイトをご紹介します。

- ・イクメンプロジェクトサイト <https://ikumen-project.mhlw.go.jp>
これから父親になる、または、子育て期にある男性労働者に対して仕事と家庭の両立に関する情報を提供しています。
- ・NPO法人ファザーリング・ジャパン <https://www.fathering.jp>
パパ情報サイト「パパコミ」をはじめ、各種の父親支援事業を実施しています。父親向けのセミナーも多数開催しています。

- ・あいちイクメン・イクボス応援サイト
<https://famifure.pref.aichi.jp/ikumen/index.html>

○男女共同参画のシンボルマーク

男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重
しあい、共に歩んでいけたらという願いをこめています。



(7) 困ったときの子育て支援

① 一時保育事業

保護者の仕事や病気入院などで児童の保育が、家庭で一時的に困難になった時に一定期間の範囲で、保護者に代わって児童を保育所で保育します。

□ 実施保育所

高雄保育園 (高雄字北東川102番地) TEL 0587-93-2204
斎藤保育園 (斎藤字県149番地) TEL 0587-93-1330

□ 実施内容

対象児童	保護者の就労、職業訓練、就学等により、原則として平均週3日を限度として、断続的に家庭保育が困難となる児童	保護者等の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童	育児疲れのために一時的に家庭保育が困難となる児童
保育期間	週3日 1か月14日以内 (ただし、6ヶ月を限度)	保育をする期間 (ただし、1か月14日以内)	保育をする期間 (ただし、1か月14日以内)

- 定 員 1日10人
- 対象年齢 満1歳以上、就学前児童まで
- 保育時間 平日 午前8時30分から午後4時30分まで
- 休 日 土、日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)
- 利用料金 (児童1人につき)

区 分	金額		
	1 日	半 日	半 日
午前8時30分 から 午後4時30分	午前8時30分 から 午後0時30分	午後0時30分 から 午後4時30分	
3歳児未満	2,000円	1,000円	1,000円
3歳児	900円	500円	500円
4・5歳児	800円	400円	400円
主食費(3歳児以上)	40円	40円	
副食費(3歳児以上)	225円	150円	75円

※幼児教育・保育無償化において利用料が無償になる場合があります。

□ 利用料の支払い方法

- ・ 当日現金でお支払いいただきます。

□ その 他

- ・ 申告の内容と事実が異なっている場合や、児童が病気などにより集団保育が困難とみとめられるときは、利用をお断りすることがあります。
- ・ 保育所の運営上、不測の事態が生じた時や気象状況が急変した時は、一時保育を休止することがあります。

□ 申し込み・お問い合わせ

高雄保育園 (TEL 0587-93-2204)

斎藤保育園 (TEL 0587-93-1330)

* 事前の申し込みが必要です。

申し込み用紙、児童の健康の記録・生活状況等にご記入していただきます。

持 ち 物

☆ 1, 2歳児

- ・ 手拭ハンドタオル、箸（又はスプーン）、給食用エプロン
- ・ おむつ、お尻拭き用ティッシュ、汚物入れ用ビニール袋
- ・ 着替え（肌着、着替え用上下服、靴下）、ティッシュペーパー
- ・ お昼寝用布団、帽子、靴、水筒



☆ 3, 4, 5歳児

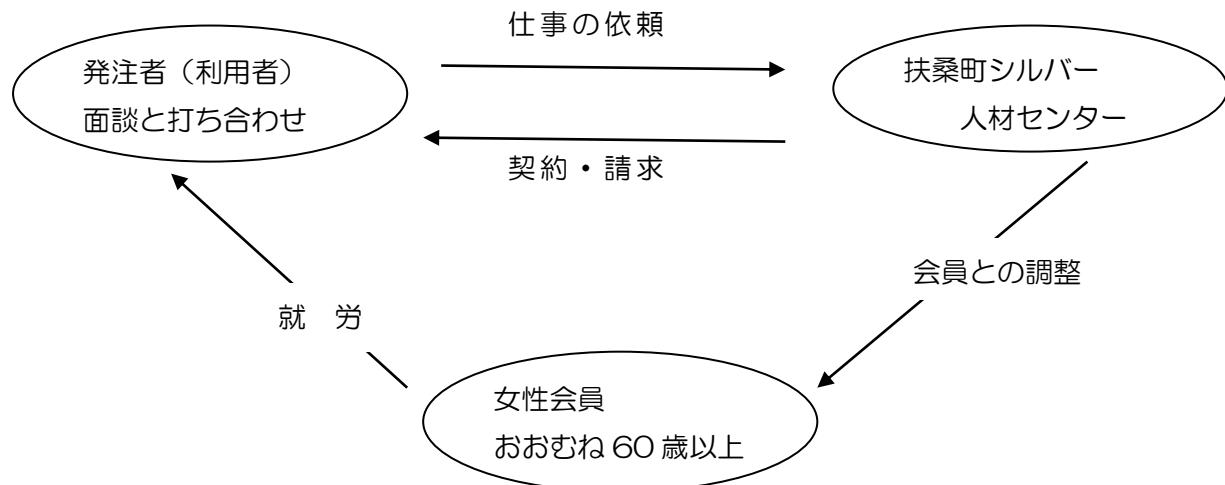
- ・ 手拭ハンドタオル、箸、水筒、バレーシューズ、帽子
- ・ お昼寝用布団敷き布団、タオルケット、タオル、Tシャツ
(3歳児・・4月～9月 4, 5歳児・・6月～9月)

② ベビーシッター

シルバー人材センターに会員登録をしている女性会員が、保育所の送迎やお母さんが帰宅されるまでの子守、産前産後のお母さんの手助けなど、ご要望をうかがい相談に応じています。

- 対象児 原則として生後2か月～6歳児（未就学児）
- 日時・場所 利用者と担当会員が面談の上、ご希望の日時に応じます。
場所についても面談時に確認（主に自宅）。
送迎経路などの確認のため、事前にご自宅へうかがいます。
- 費用 1時間当たり990円～ ※19:00～8:00は2割増
(ただし、事務費10%が別途加算されます。)
※令和5年10月より事務費は12%が別途加算されます。
- お支払い 毎月月末締めで、翌月の初めに請求書・振込用紙を郵送します。
- 保険 会員が仕事中や通勤途中に事故に遭った場合、当センター規定の傷害および賠償責任保険が適用されます。また、お預かりしたお子様も保険に加入します。
- 申し込み ご利用は、電話でお申し込みください。

仕事の流れ



お問い合わせ 公益社団法人 扶桑町シルバー人材センター
〒480-0103 扶桑町大字柏森字長畑 478 番地
TEL 0587-93-3252 FAX 0587-92-0434

③ ころころルーム（託児ルーム）

シルバー人材センターに会員登録をしている会員が、親御さんの用事がある時などにお子様をお預かりします。

- 対象児 6か月～2歳児（未就園児）
- 場所 高雄シルバーハウス内（扶桑町大字高雄字天道51-2）
- 日時 月～金曜日（土・日・祝・年末年始は休み）
- 利用時間 午前9時～午後4時
- 費用 お子様ひとりにつき 前日17時までの申込み 500円／時間
(R5.10月より 700円／時間)
当日の申込み 800円／時間
(R5.10月より 1,000円／時間)
- 定員 5名（予約制）
- 申込み シルバー人材センターにご予約ください。
ご利用料金は、当日現金にてお支払いいただきます。おつりのないようご用意ください。

持ち物

- ☆ 必ずお持ちください
お子様の健康保険証（コピーを取らせていただきます。）
- ☆ 必要に応じてお持ちください
ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、手拭きハンドタオル、おむつ、お尻拭き、汚物入れ用ビニール袋、着替え（肌着、上下服、靴下等）、帽子、靴、飲み物、食べ物（お弁当、粉ミルク、おやつ）など

ころころルームの見学について

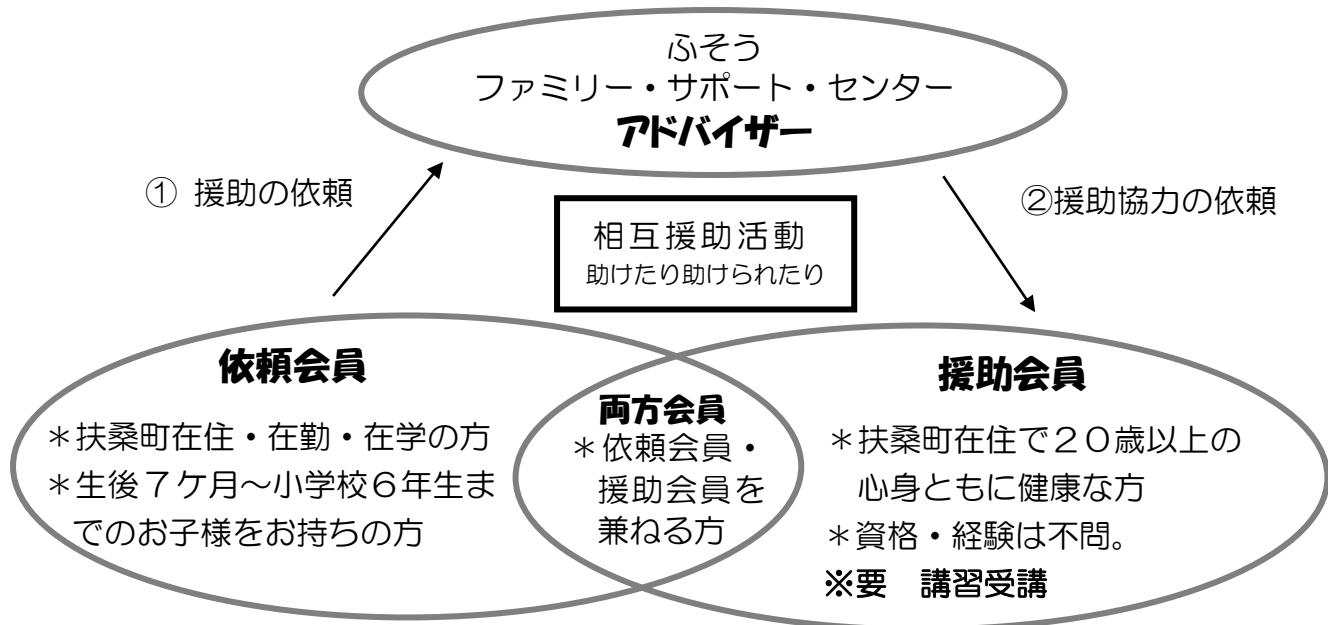
ころころルームでは、施設内や様子等を知ってもらうため、無料開放や施設見学（要予約）等を行っています。詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ 公益社団法人 扶桑町シルバー人材センター

〒480-0103 扶桑町大字柏森字長畑 478 番地
TEL 0587-93-3252 FAX 0587-92-0434

④ ファミリー・サポート・センター

「子育ての手助けをしてほしい」「子育ての手助けをしたい」と思っている方が会員となりお互いに助け合う会員組織です。



こんな時にご利用ください

- 仕事で子どもがみられない
 - たまには子どもから離れてリフレッシュしたい
 - 病院や冠婚葬祭などに子どもを連れていく
 - 送り迎えができない
- など

報酬基準額（1時間あたり）

曜日 時間	月～金曜日	土・日・祝日 及び年末年始
7:00～20:00	600円	700円

* お子様に必要な物は原則、依頼会員が用意（実費は依頼会員の負担）

- * キャンセル料 前日までの取消し…無料 当日取消し…半額 無断取消し…全額
- * 援助活動可能な児童年齢は生後7か月～小学6年生（2人目・時間外要相談）
- * 援助会員の方には上記の額に加え、更に1時間あたり200円を追加で町から支給します。

お問い合わせ

扶桑町ファミリー・サポート・センター事務局（児童センター内）

〒480-0103 丹羽郡扶桑町大字柏森字辻田670番地

TEL 0587-91-0066

開設日時 午前10時～午後5時

休館日 水曜日・日曜日・第3木曜日・年末年始（12/28～1/3）

※第3木曜日が祝日の場合は開館し、翌週の木曜日が休館日になります。

※会員登録援助依頼の申込み受付は開設終了1時間前までです。

⑤ 病児・病後児保育

病児・病後児保育とは、病気や病気の回復期である児童をお持ちの保護者の方が、勤務等により自宅で育児ができない場合に、その児童をお預かりする事業です。

- 対象 扶桑町に在住する生後7か月から小学校3年生までの児童で病気や病気の回復期で、保育所等での集団保育が困難または保護者が勤務等で自宅において育児することが困難な児童。
※大口町在住者は生後3か月より利用可能です。
- 定員 2名
- 利用時間 月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時30分
※土・日・祝日、実施医療機関の休診日は利用できません。
- 利用料金 1時間当たり500円、1日最大3,000円
※持参した物が不足して実施医療機関の物を使用した場合には、実費徴収の場合があります。
- 実施医療機関 つくしこどもクリニック（扶桑町大字柏森字平塚329番地）
TEL 0587-93-0600 予約専用電話 090-8556-7502
- 利用申し込み 実施医療機関に直接申し込んでください。
事前予約について…利用日前日につくしこどもクリニックで診察を受け、利用日当日も療養が必要であると認められるお子さんに限り、事前予約することができます。（先着1名）
当日予約について…午前7時15分から正午まで予約ができます。
ただし、予約後のキャンセルはできません。
- 保育室入室までの流れ
 - ①登録申請書・利用申請書の記入
 - ②診察
 - ③保育室入室
※登録申請書・利用申請書の記入は事前でも可能です。
※診察の結果、利用不許可の場合があります。
- 持ち物
 - 必ず用意する物
お子さんの保険証、診察券、子ども医療費受給者証、処方されている薬、昼食、お茶、おやつ（衛生管理上、各自でご用意ください。）
着替え（下着、服）バスタオル2枚、手拭きタオル、口拭き用ミニタオル、ガーゼハンカチ、歯ブラシ、ビニール袋大1枚、小3枚（汚れた衣服を入れます。）
 - 年齢に応じて用意する物
おむつ、おしり拭き、ミルク、哺乳瓶、乳首、マグマグ、スタイ、エプロン、お気に入りのおもちゃ

お問い合わせ 扶桑町役場 子ども課及びつくしこどもクリニック



3 保育所・幼稚園に入りたい

(1) 保育所

仕事を持つ保護者のために、生後7か月から就学前までの子どもの保育を行い、子育てと就労の両立の支援を行います。

対象者 保護者の就労や病気等のため、家庭での保育ができない7か月から就学前までの子ども

保育料 所得に応じて異なります。

① 町内保育園の紹介

	施設名	所在地	電話番号	定員	入園可能年齢
①	高雄保育園	扶桑町大字高雄字北東川102番地	0587-93-2204	140人	3歳児～5歳児
②	高雄西保育園	扶桑町大字高雄字堂子151番地1	0587-93-2109	150人	7か月～5歳児
③	高雄南保育園	扶桑町大字高雄字南屋敷205番地	0587-93-5611	140人	1歳児～5歳児
④	山名保育園	扶桑町大字南山名字宮西135番地	0587-93-7855	140人	7か月～5歳児
⑤	斎藤保育園	扶桑町大字斎藤字県149番地	0587-93-1330	90人	1歳児～5歳児
⑥	柏森保育園	扶桑町大字柏森字辻田399番地	0587-93-2668	140人	1歳児～5歳児
⑦	柏森南保育園	扶桑町大字柏森字中島293番地1	0587-93-7722	90人	7か月～5歳児

保育時間 平日・土曜日 午前8時30分～午後4時30分

※土曜日保育は高雄西・柏森保育園の2園で行っています。

※入園可能年齢は入所年度の4月2日現在の年齢を基準とします。

② 延長保育

子育て家庭を支援するため、延長保育を行っています。

延長保育時間 平日 午前7時30分～午前8時30分

午後4時30分～午後6時30分

(高雄西・高雄南・山名・柏森保育園は午後7時まで)

土曜日 午前7時30分～午前8時30分

延長保育料 常時ご利用になられる方は、30分ごとに月額500円

(常時 7:30～8:30(早朝利用) 16:30～19:00(夕方利用)

の両方をご利用になる場合の月額利用料は3,500円です。)

一日単位でご利用になられる方は、30分ごとに日額50円

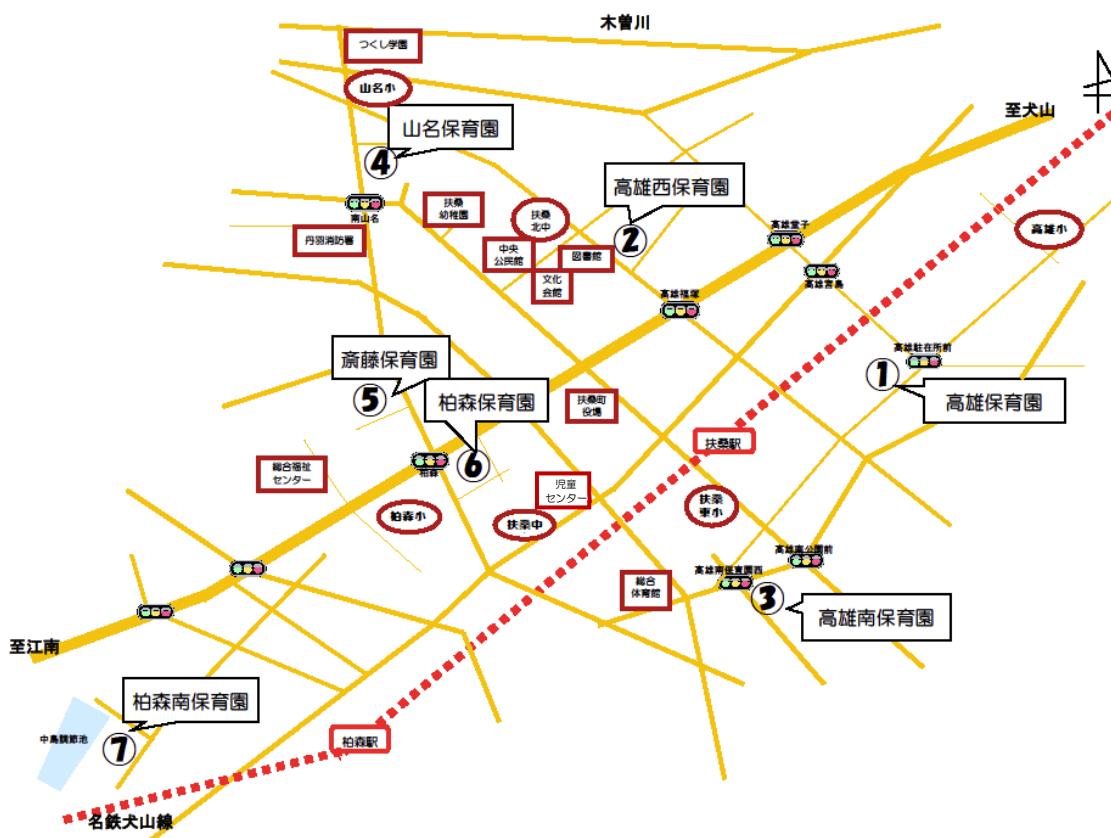
③ 休日（祝日）保育

国民の祝日に関する法律に規定する休日（日曜日にあたるとき及び12月29日から翌年の1月3日までは除く）に保育を行っています。

午前7時30分～午後4時30分まで高雄南保育園で行っています。

※在園児が対象で保育料が必要になります。

お問い合わせ 扶桑町役場 子ども課 TEL 0587-93-1111 及び各保育園



(2) 幼稚園

幼稚園は学校教育法に基づく施設で、集団生活を体験し、遊びを通して社会生活をするうえでのルールや道徳を学習できる場です。

幼児教育・保育の無償化

3歳から5歳までの子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料の無償化が令和元年10月1日から実施されました。

詳しくは扶桑町ホームページをご覧ください。

<https://www.town.fuso.lg.jp/jidou/kosodate/1001850/1001858.html>

お問い合わせ 扶桑町役場 子ども課 TEL 0587-93-1111

4

小・中学生になつたら

(1) 学校について

町内には4つの小学校と2つの中学校があります。

(小学校)

学校名	所在地	電話番号
柏森小学校	扶桑町大字柏森字丙寺裏 40 番地	0587-93-2004
高雄小学校	扶桑町大字高雄字北海道 61 番地	0587-93-2104
山名小学校	扶桑町大字南山名字山神浦 152 番地	0587-93-2777
扶桑東小学校	扶桑町大字高雄字定松郷 58 番地	0587-93-7821

(中学校)

学校名	所在地	電話番号
扶桑中学校	扶桑町大字柏森字辻田 670 番地	0587-93-2569
扶桑北中学校	扶桑町大字高雄字福塚 10 番地	0587-93-6452

① 小・中学校の入学は？

小・中学校に入学するお子さんの保護者に、1月末までに入学通知書を送付します。入学通知が届かない方、住所に変更のある方、国立・県立・私立学校へ入学される方は、お問い合わせください。

お問い合わせ 扶桑町教育委員会学校教育課 TEL 0587-93-1111

② 転校するときは？

住民登録の異動手続きをし、各小中学校で転校に関する必要書類の交付を受けて、転入先の学校に持参してください。

お問い合わせ 扶桑町教育委員会学校教育課 TEL 0587-93-1111

(2) 就学の援助

① 就学援助制度

学用品費や給食費などの一部を援助しています。

対 象 町内小中学校に在学する児童・生徒の保護者で、要件に基づき町が認定した者

お問い合わせ 扶桑町教育委員会学校教育課 TEL 0587-93-1111

② 特別支援教育就学奨励費制度

学用品費や給食費などの一部を援助しています。

対 象 町内小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒などの保護者で要件に基づき町が認定した者

お問い合わせ 扶桑町教育委員会学校教育課 TEL 0587-93-1111

(3) 教育相談

① 早期教育相談

愛知県教育委員会による就学相談が夏休み期間中に行われます。

お子さんに合わせた学校の選択や特別支援教育についての相談を行います。

また、扶桑町教育委員会では隨時就学相談を行っています。

対 象 幼児（3歳以上）から小学校入学前の幼児の保護者

お問い合わせ 扶桑町教育委員会学校教育課 TEL 0587-93-1111

② 「こころの電話ふそう」（悩み相談）

学校や友だちのことで悩みがある児童・生徒、保護者の電話相談を行っています。

日 時 毎週月～金曜日 （土・日・祝日を除く）
午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）
電話番号 フリーダイヤル 0120-464-783
(扶桑町教育委員会学校教育課)

③ 「教育支援センター（あいあい）」（教育相談）

不登校およびその傾向にある児童・生徒の居場所をつくり自立を支援しながら学校復帰を目指し相談・指導を行います。

日 時 每週月～金曜日 （土・日・祝日を除く）
午前9時～午後3時
場 所 柏森学習等供用施設（扶桑町大字柏森字辻田473番地）
お問い合わせ 扶桑町教育委員会学校教育課 TEL 0587-93-1111
教育支援センター あいあい TEL 0587-92-3660

④ スクールソーシャルワーカー（SSW）（相談・支援）

いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する児童・生徒およびその家庭を対象に、さまざまな関係機関と連携して支援を行います。

日 時 每週月～金曜日 （土・日・祝日を除く）
午前9時～午後4時
※時間は相談に応じて対応します。

場 所 扶桑町教育委員会学校教育課 相談コーナー（役場内）

お問い合わせ 扶桑町教育委員会学校教育課 TEL 0587-93-1111

(4) 学童保育

① 放課後児童クラブ

保護者が就労等で留守になる家庭の小学1年生から6年生を対象に、学童保育を行っています。

対象者 保護者が就労等で学校下校後に保育できない児童

保育時間 通常日（月～金） 学校下校後～午後7時00分まで
長期休暇・通常日（土）及び代休日

午前7時30分～午後7時00分まで

休館日 日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

利用料

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
通常・長期	2,400	2,400	2,400	2,400	4,600	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
長期のみ	1,600				1,600	4,600				1,600		1,600

クラブ名（施設名）	所在地	定員	電話番号
高雄放課後児童クラブ (高雄放課後児童クラブ館)	扶桑町大字高雄字北海道61番地 高雄小学校敷地内	160名	0587-93-1202
扶桑東放課後児童クラブ (扶桑東放課後児童クラブ館)	扶桑町大字高雄字定松郷58番地5 扶桑東小学校敷地内	120名	0587-92-1767
山名放課後児童クラブ (山名放課後児童クラブ館)	扶桑町大字南山名字山神浦152番地2 山名小学校敷地内	120名	0587-93-1626
柏森放課後児童クラブ (柏森放課後児童クラブ館)	扶桑町大字柏森字丙寺裏40番地 柏森小学校敷地内	205名	0587-92-2717

※通常日の土曜日は柏森放課後児童クラブ館で行っています。

お問い合わせ 扶桑町役場 子ども課 TEL 0587-93-1111



(5) 子どもの居場所づくり

① 放課後子ども広場

放課後子ども広場は、放課後に小学校の余裕教室等を活用して、スポーツ、学習、文化活動、地域住民との交流活動等により子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを目的として行っています。

対象者 小学校1年生～2年生

開設時間 月～金曜日の下校時～午後5時まで
休日は、土、日、祝日、長期休業日、学校休業日、学校行事日等

実費 教材費 5,200円（年額）
保険代 800円（年額）

子どもひろば名	開設地	適正人数	電話番号
高雄こども広場	扶桑町大字高雄字北海道61番地 高雄小学校内	76名	070-1278-1707
扶桑東こども広場	扶桑町大字高雄字定松郷58番地 扶桑東小学校内	66名	070-1278-1684
山名こども広場	扶桑町大字南山名字本郷152番地 山名小学校内	45名	070-1278-1695
柏森こども広場	扶桑町大字柏森字丙寺裏40番地 柏森小学校内	79名	070-1278-1694

お問い合わせ 扶桑町役場 子ども課 TEL 0587-93-1111



高校生になつたら

① 私立高等学校等授業料補助

私立高等学校、私立専修学校等の高等課程（通信制課程は除く）に在籍する生徒の保護者（現に授業料を負担している方）に対して、保護者負担を軽減するため授業料を補助します。

補助金額 生徒一人当たり年額 16,000円（上限）

お問い合わせ 扶桑町教育部学校教育課 TEL 0587-93-1111



子育てに悩んだら

子育てには、不安がつきもの。思い通りにいかなくて、ついイライラして子どもにあたってしまったり、子どもがかわいいと思えずに悩んでしまったり。

そんな時は、ひとりで悩まず、あなたの子育てに対する不安や負担感をまず誰かに聞いてもらいましょう。公共の窓口は、あなたの大きな味方となります。

(町の相談窓口)

健康推進課（保健センター） TEL 0587-93-8300

子ども課 TEL 0587-93-1111 各保育園（7園）

子育て支援センター（にこにこらんど高雄保育園内） TEL 0587-92-4152

子育て支援センター（すくすくらんど児童センター内） TEL 0587-93-1867

スクールソーシャルワーカー TEL 93-1111 (学校教育課内) P26

★子育て世代包括支援センター P30、31

子育て世代（0歳～18歳）のあらゆる相談を子育て支援員がお聞きします。

(その他の公的相談窓口)

名称（相談先）	内 容	日時等
育児もしもしキャッチ (あいち小児保健医療総合センター) TEL 0562-43-0555	保健センター や保健所 等が閉まった後の時間帯に専門相談員による育児相談、母と子の健康に関する相談に応じます。	【火～木曜日】 (祝日・年末年始を除く) 午後5時～午後9時
一宮児童相談センター TEL 0586-45-1558	18歳未満の子どもの養育、しつけ、発達の遅れ、非行、虐待等の問題について、児童福祉司、児童心理士等児童福祉の専門家が相談に応じます。	来所または電話での相談 【月～金曜日（祝日及び12/29～1/3を除く）】 午前8時45分～午後5時30分
児童相談 場所：扶桑町総合福祉センター TEL 0587-93-4300	家庭相談員による出張相談。 申込み：子ども課 TEL 0587-93-1111	【第2水曜日】 午前10時～午後2時
愛知県女性相談センター (女性悩みごと相談) TEL 052-962-2527	家庭内の不和やいざこざ、夫などの暴力（DV）、離婚、男女問題などの相談に応じます。 【電話相談】（祝日・年末年始は休み） 月～金曜日 午前9時～午後9時 土・日曜日 午前9時～午後4時 【面接相談】：予約制（月曜日・祝日・年末年始は休み） 火・木～日曜日 午前9時～午後5時 水曜日 午前9時～午後8時30分	
女性相談 場所：扶桑町役場 1階 TEL 0587-93-1111	女性相談員による出張相談。 申込み：子ども課 TEL 0587-93-1111	【第2、4火曜日】 午前10時～午後3時30分

子育て世代包括支援センター

昨今、ライフスタイルの変化や学校の臨時休校により家庭で家族だけの生活が増え孤立した子育てや育児不安が高まっています。

扶桑町子育て世代包括支援センターは子育て家族を対象に子育てに関するさまざまな悩みや困りごとの相談に応じます。

妊娠前から18歳までの子育ての悩みや困りごとなど子育て世代をすべて含めて切れ目なく相談に応じます。

場 所：扶桑町保健センター
日 時：平日 午前9時～午後5時
相 談 員：母子保健コーディネーター 助産師、保健師
サポート内容：母子健康手帳の交付、ママのこころとからだの相談、子育ての不安・悩み相談、お子様の発育相談、妊娠～子育ての情報提供、翻訳機による多言語相談 など
お問い合わせ：健康推進課（保健センター）
TEL0587-93-8300

子育て世代包括支援センターは、子育てに関する切れ目ない支援を行うための 総合相談窓口です。
妊娠前から子育て中の様々な不安なことを、一人で悩まず気軽にご相談ください。



子育てに関する悩み相談

子育ての不安や悩み相談、子育て支援に関する情報提供を行います。支援内容に合わせて様々なサービスや専門機関への紹介も行います。翻訳機を導入し、外国人の方の相談も行います。お気軽にどうぞ。

くれよん感覚遊び教室

集団遊びや人との関わりが苦手なお子さんに集団で好きな遊びをしながら、楽しい環境で発達支援（療育）を行います。

月1回 事前申込み制

※教室に関するお問い合わせや参加申込等は、子ども課へお願いします。

妊娠を希望する方の健康相談

妊娠を希望する方やその家族の方に対し妊娠するための健康づくり、家族計画相談、不妊治療の助成制度の説明や医療機関の紹介などを行います。

随時（要予約）

ミニママクラス

妊娠された方に母子健康手帳を交付するとともに、妊娠中の過ごし方、出産に向けての準備、妊産婦・乳児健診の受け方や扶桑町保健事業の紹介や説明などを、保健師または助産師が行います。

妊娠32Wコールとバースティコール

母子保健コーディネーター（助産師）が、出産を間近に控えた妊娠32週頃と生後間もない時期の心配や不安に対し、電話による相談を行っています。

出産されましたら、なるべく早く、出生連絡カードの提出をお願いします。

新生児訪問指導と こんにちは赤ちゃん訪問

おおむね生後1か月から3か月の赤ちゃんとそのお母さんを対象に、助産師がご家庭に訪問し、赤ちゃんの発育状況の確認、お母さんの産後の健康相談、育児や母乳などの相談を行っています。

産後ケア

出産後、お母さんの心身の調子がよくない、赤ちゃんとの生活に強い不安があり育児支援が必要な方、家族等からの支援が受けられない方を対象に病院に宿泊したり、助産師がお宅に訪問して、心身のケアや育児指導や相談などが受けられます。

一般不妊治療費助成

不妊に悩む夫婦に対し、不妊スクリーニング、ホルモン療法や人工授精などの費用を助成しています。

○ 児童虐待って何だろう？

1. 身体的虐待

身体に傷を負わせ、命に危険を及ぼすような行為。例えば、たたく、殴る、蹴る、骨折、首を絞めるなど児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。異物を飲ませる、戸外へ閉め出すなど。

2. 心理的虐待

言葉による脅かしや拒否的態度等で児童の心を傷つける行為。例えば、言葉による叱責、脅迫、児童を無視した態度、児童の面前で行われる配偶者への暴力行為（DV）、兄弟姉妹との著しい差別的な扱いなど。

3. 性的虐待

児童を性的興味の対象としたわいせつな行為。例えば、児童との性交、性器や性的行為を見せるなど。

4. ネグレクト（育児放棄）

不適切な養育、監護の怠慢、安全に対する不注意や無関心などの行為。児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長期間風呂に入れない、着替えがない、極端に不潔な環境の中での生活、放置するなど。

● もしや虐待では・・・という疑いを持ったとき

児童虐待は、家庭の中で起きるため、虐待を見つけることは大変困難になります。しかし、虐待を受けている子どもは、何らかのSOSのサインを出していることがあります。

こうしたサインに気づいたら、児童相談所や子ども課に相談（通告）しましょう。

相談（通告）は、子どもを守り、虐待をする保護者を救うことになります。

連絡先

児童相談所全国共通ダイヤル TEL 189（無料）

一宮児童相談センター TEL 0586-45-1558

扶桑町役場子ども課 TEL 0587-93-1111

7

ひとり親家庭のために

ひとり親家庭等の経済的自立や子どもの福祉増進、生活支援のためのいろいろな制度があります。

(1) 手当や医療費の助成

① 児童扶養手当

父母の離婚などによる母子家庭または父子家庭、父または母に重度の障害のある家庭で18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の児童を育てている方に手当が支給されます。※平成22年8月から父子家庭も対象（所得税の総所得金額を基準として支給制限があります。）

支 給 額	月額 10,420円～44,140円（子ども一人の場合の額）
	月額 5,210円～10,410円（子ども二人目の加算額）
	月額 3,130円～ 6,240円（子ども三人目以降の加算額）

お問い合わせ 扶桑町役場 子ども課 TEL 0587-93-1111

② 愛知県遺児手当

父または母に重度の障害のある家庭、母子家庭又は父子家庭等で18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の児童を育てている方に手当が支給されます。

（所得税の総所得金額を基準として支給制限があります。）

支 給 額	月額	支給開始 1～3年目	4,350円
		4～5年目	2,175円
		6年目以降	0円

*当初の支給開始月から起算して5年後までの支給となります。

お問い合わせ 扶桑町役場 子ども課 TEL 0587-93-1111

③ 町遺児手当

父または母に重度の障害のある家庭、母子家庭又は父子家庭等で18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の児童を育てている方に手当が支給されます。

（町県民税課税所得金額を基準として支給制限があります。）

支 給 額 月額 3,000円（子ども一人につき）

お問い合わせ 扶桑町役場 子ども課 TEL 0587-93-1111

④ 母子・父子家庭医療費支給事業

母子家庭及び父子家庭の方に医療費（保険診療分）の助成をします。
(児童扶養手当を準用した所得制限があります。)

お問い合わせ 扶桑町役場 戸籍保険課 TEL 0587-93-1111

(2) 生活の支援

① 母子・父子寡婦福祉資金貸付制度

自ら自立をはかり、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めるため、また児童の福祉増進のために、必要な資金を借りることができます。

貸し付けを受けることができる方

(1) 母子・父子福祉資金

ア 20歳未満の児童を扶養している配偶者がない子

(母子家庭の母、父子家庭の父)

イ アが扶養している20歳未満の児童及び20歳以上の子 等

ウ 20歳未満の父母のない児童

(2) 寡婦福祉資金

ア かつて配偶者がない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある配偶者がない女子（寡婦）

イ アが扶養している20歳以上の子等

ウ 40歳以上の配偶者がない女子で、母子家庭の母及び寡婦以外のもの

お問い合わせ 尾張福祉相談センター地域福祉課 TEL 052-961-7211
扶桑町役場 子ども課 TEL 0587-93-1111

② 母子・父子家庭自立支援給付金事業

母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さんが就職に役立つ技能や資格取得のため各種講座の受講、各種学校等の養成機関で修業する場合などに、給付金の支給を受けることができます。（所得制限があります。）

- (1) 自立支援教育訓練給付金
- (2) 高等職業訓練促進給付金
- (3) 高等職業訓練修了支援給付金
- (4) 高卒認定試験合格支援給付金

お問い合わせ 尾張福祉相談センター地域福祉課 TEL 052-961-7211

扶桑町役場 子ども課

TEL 0587-93-1111

③ 母子家庭等自立相談

母子家庭や寡婦の方の相談や指導を行っています。

相 談 日 第4金曜日

詳しくは「扶桑町年間行事予定表」「広報ふそう」
でご確認ください。

相 談 場 所 扶桑町総合福祉センター

お問い合わせ 扶桑町役場 子ども課 TEL 0587-93-1111



8

子どもの発達が心配なとき

お子さんの発達にご心配なことがありましたら、まず保健センターへご相談ください。相談、教室を通し発達に心配のあるお子さんとその保護者への支援を行っています。

① 心理育児相談

公認心理士による発達相談・発達検査などを行い、お子さんの特徴に合わせた子育てのアドバイスや医療機関などの専門機関への紹介を行います。

*予約制、日時は予約時にお伝えします。

お問い合わせ 健康推進課（保健センター） TEL 0587-93-8300

② 発達に心配のある子どもの相談（療育相談）

言葉が遅い、場面の切り替えが苦手、集団になじめないなど、発達に心配のある子どもの相談に応じます。

相談員は、子育てを経験したお母さんです。家庭での療育や、子育ての不安などお気軽にご相談ください。

日 時 4月、6月、8月、12月、3月の毎月第1金曜日
午前10時～正午

場 所 扶桑町障害児・者総合相談センターふそう
扶桑町大字斎藤字榎230番地

お問い合わせ 扶桑町役場 福祉課 TEL 0587-93-1111

③ 発達支援教室

遊びや集団活動を通して、臨床心理士、保健師、保育士などによる子育てのアドバイスを行います。

必要に応じ、専門機関や児童発達支援事業所（つくし学園）などの紹介も行います。

お問い合わせ 健康推進課（保健センター） TEL 0587-93-8300

④ 児童発達支援事業所（つくし学園）

保護者の方と通所し、遊びや集団活動を通して、日常生活や集団生活でのルールを学びます。

専門家による言語療法・作業療法・音楽療法など、お子さんの発達支援も行っています。

お問い合わせ 扶桑町役場 福祉課 TEL 0587-93-1111

9

障害のある子どものために

(1) 手帳について

身体障害者手帳

視聴覚・音声言語機能・肢体・心臓機能・腎臓機能・呼吸器機能・肝臓機能等に永続する障害がある方に交付されます。

療育手帳

児童相談所等で知的障害者と判定された方に交付されます。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために、長期にわたって日常生活や社会生活への制約があると認められた方に交付されます。

お問い合わせ 扶桑町役場 福祉課 TEL 0587-93-1111

(2) 手当や医療費の助成

① 障害児福祉手当

20歳未満の障害者に支給されます。

- 対象者 ① 身体障害者手帳1級（2級の一部を含む）の方
② IQ20以下の方
③ ①,②と同程度の障害または病状で、常時介護が必要な方

支給額 国制度分 月額 15,220円
県制度分（国制度分に加算して以下の基準で支給されます。）
身体障害者手帳1級または2級で、IQ35以下の方

月額 6,900円

身体障害者手帳1級または2級またはIQ35以下の方
月額 1,150円

*所得制限があります。

お問い合わせ 扶桑町役場 福祉課 TEL 0587-93-1111

② 特別児童扶養手当

20歳未満の障害者を育てている方に手当を支給されます。

- 対象者 ① IQ35 以下程度または身体障害者手帳1級～2級程度の方
② IQ50 以下程度または身体障害者手帳3級(4級の一部を含む)程度の方

- 支給額 ① 月額 53,700円
② 月額 35,760円
*所得制限があります。

お問い合わせ 扶桑町役場 福祉課 TEL 0587-93-1111

③ 在宅重度障害者手当

重度の障害があり、障害児福祉手当を受給していない方、施設に入所していない方に支給されます。

- 対象者 ① 身体障害者手帳1級～2級でIQ35以下の方
② 身体障害者手帳1級～2級の方
IQ35以下の方
身体障害者手帳3級でIQ50以下の方

- 支給額 ① 月額 15,500円
② 月額 6,750円
*所得制限があります。

お問い合わせ 扶桑町役場 福祉課 TEL 0587-93-1111

④ 障害者医療費支給事業

障害者の方に医療費（保険診療分）の助成をします。

- 対象者 ① 身体障害者手帳1級～3級の方（腎臓機能障害は4級まで、進行性筋萎縮症は6級まで対象）
② IQ50以下の方
③ 自閉症状群と診断された方

お問い合わせ 扶桑町役場 戸籍保険課 TEL 0587-93-1111

⑤ 自立支援医療（育成医療）

18歳未満の身体上の障害を有する方が、日常生活能力を得るために必要となる外科的治療の費用を補助するための医療の給付（医療に要する費用の支給）を行っています。

自己負担額 所得に応じて自己負担（原則医療費の1割）があります。
＊所得制限があります。

お問い合わせ 扶桑町役場 福祉課 TEL 0587-93-1111

（3）生活の支援

① 在宅・施設サービス

利用者がサービスを選択し、契約により下記のサービスを利用することができるきます。

○居宅介護（ホームヘルプ）

心身の障害のため、日常生活を営むのに支障がある方に、入浴や排泄等の介護を行うホームヘルパーを派遣します。

○短期入所（ショートステイ）、日中一時支援事業

介護者の病気、事故、出産、冠婚葬祭等により、心身に障害のある方を家庭で介護することが困難な場合、一時的にお子さんを預けることができます。

○行動援護、移動支援事業

心身の障害のため、外出や移動に支障がある方に、外出時の援助を行うヘルパーを派遣します。

○児童発達支援、放課後等デイサービス

日常生活や集団生活への適応などの指導・訓練を受けられます。

○その他

上記サービスを受ける場合、所得に応じた費用負担があります。

お問い合わせ 扶桑町役場 福祉課 TEL 0587-93-1111

② タクシー利用料金の助成

タクシー利用料金のうち基本料金を助成します。

助成額 タクシー利用料金のうち基本料金（回数制限有）

対象者 身体障害者手帳1、2、3、4級の方

療育手帳A、Bの方

精神障害者保健福祉手帳1、2級の方

お問い合わせ 扶桑町役場 福祉課 TEL 0587-93-1111

③ 補装具費の支給

座位保持装置・車椅子・靴型装具等により身体上の不自由を補う必要があるときに、その交付や修理にかかる費用の一部を支給します。

*所得に応じた費用の負担があります。

対象者 身体障害者手帳をお持ちの方

(障害ごとに給付する内容が変わります。)

お問い合わせ 扶桑町役場 福祉課 TEL 0587-93-1111

④ 日常生活用具給付費の支給

日常生活を送ることができるよう紙おむつ、頭部保護帽、訓練用いすなどの日常生活用具給付費を支給しています。

*所得に応じた費用の負担があります。

対象者 身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方

(障害ごとに給付する内容が変わります。)

お問い合わせ 扶桑町役場 福祉課 TEL 0587-93-1111

⑤ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費の支給

18才未満の身体障害者手帳の交付対象にならない軽度・中等度難聴児の補聴器の購入及び修理に要する費用の一部を給付します。

*所得制限があります。

対象者 両耳の聴力レベル30デシベル以上

補聴器の装用により、言語の習得等、一定の効果が期待できる
と医師が判断する者

お問い合わせ 扶桑町役場 福祉課 TEL 0587-93-1111

10

急な病気やけがのとき

① 在宅当番医制

日曜日・祝日・年末年始に地域の医療機関が当番制で診療を行っています。
詳しくは「扶桑町年間行事予定表」「広報ふそう」でご確認ください。

② 愛知県救急医療情報センター

緊急に受診が必要な場合、24時間体制で医療機関の案内を行っています。

電 話 TEL 0586-72-1133

③ 愛知県小児救急電話相談

かかりつけの医師が診療していない夜間に、看護師（看護師では対応困難な事例は小児科医）による、保護者向けの救急電話相談を行っています。

受 付 毎日（土、日、祝日及び年末年始を含む）
午後7時～翌朝8時

電 話 TEL #8000（短縮電話番号）
携帯電話など短縮番号が使えない場合
TEL 052-962-9900

④ 中毒 110 番

お子様が、化学物質（たばこ・家庭用品など）、医薬品、動植物の毒などによって起こる急性中毒について、実際に事故が発生している場合に限定し、情報提供・相談を受け付けています。

*異物誤飲（小石・ビー玉など）や食中毒、慢性の中毒や常用量での医薬品の副作用は受け付けていません。

(財)日本中毒情報センター

大阪中毒 110 番

TEL 072-727-2499

24時間 365日対応

つくば中毒 110 番

TEL 029-852-9999

9~21時 365 日対応

たばこ誤飲事故専用電話

TEL 072-726-9922

無料（テレホによる情報提供）

24 時間 365 日対応